

# 下川町WEBハザードマップ導入業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

本仕様書は、下川町（以下「本町」という。）が行う「下川町WEBハザードマップ導入業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

### 第2条 目的

本業務は、町民等への災害リスクの周知及び防災意識の向上を図ることを目的とする。

### 第3条 業務内容

本業務は、パソコンやスマートフォンなどの画面上での閲覧を可能とするWEB版のハザードマップを作成・導入するものとする。対応する言語は日本語及び英語とする。

### 第4条 準拠する法令・指針等

本物品にあたっては、本仕様書によるほか次の法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 大規模地震対策特別措置法
- (4) 水防法
- (5) 河川法
- (6) 測量法
- (7) 防災基本計画：中央防災会議
- (8) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン：国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
- (9) 各ハザードマップ作成の手引き
- (10) 災害時の避難に関する専門調査会報告：中央防災会議
- (11) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）：内閣府（防災担当）
- (12) 北海道地域防災計画
- (13) 下川町地域防災計画
- (14) その他関係法令、通達等

### 第5条 業務管理

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する管理技術者を定め、業務

の全般について技術的な管理を行わせなければならない。

#### 第6条 資料の貸与等

- (1) 本業務の遂行にあたり、本町は次に掲げる資料のほか、必要に応じて本町が所有している既存資料及び報告書等を受託者に貸与する。
- ①洪水浸水想定区域（shape形式）
  - ②土砂災害警戒区域（shape形式）
  - ③避難所一覧（Excel形式）
  - ④公共施設関連資料（緊急連絡先、防災倉庫等）
- (2) 本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において本町から返還を求められた場合、速やかに直接本町に返却すること。本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について本町の許可なく第三者に漏洩又は提供してはならない。
- (3) 受託者は、提供された業務資料の内容について、目的外に使用し、又は複写、複製してはならない。

#### 第7条 疑義の解決

本委託業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、受託者は本町と十分に協議を行い、業務の遂行に支障ないように努めなければならない。

#### 第8条 提出書類等

受託者は、次の関係資料を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 完了届

#### 第9条 留意事項

受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合には、あるいは協議を求められた場合には、その対応を行わなければならない。また、本業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記しなければならない。

#### 第10条 成果品の帰属

本業務における成果はすべて本町に帰属するものであり、本町の承認を受けずに複製や他に公表、貸与してはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利など（以下「権利留保物」という）は、受託者及び第三者に留保されるものとする。

#### 第11条 履行期限

本業務の履行期限は、契約日から令和9年2月26日までとする。

## 第 12 条 打合せ協議

受託者は、本業務実施に先立ち業務内容について、本町と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告するとともに、本町が作業の進捗状況・作業手法等に関する必要と認められた場合においても、適宜実施することとする。

## 第 13 条 費用負担

本業務で作成したWEB版ハザードマップにおける地図利用にかかる著作権、複製使用料については、受託者の負担とする。

# 第 2 章 業務内容

## 第 14 条 業務概要

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) WEB版ハザードマップの構築
- (4) 凡例、避難所名、公共施設名等の翻訳

## 第 15 条 計画準備

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

## 第 16 条 資料収集整理

本業務を進めるにあたって、第 4 条で述べた関連法案等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。

## 第 17 条 WEB 版ハザードマップの構築

WEB版ハザードマップは、以下のように構築することとする。

- (1) 背景地図に、次表に掲げる区分ごとに詳細地図を重ねて表示するレイヤーを作成のうえ、閲覧者の選択によりレイヤー切り替えを可能とすること。

区分	レイヤー名
1	洪水浸水想定区域
2	土砂災害警戒区域・特別警戒区域

- (2) 前号に掲げるレイヤーには、避難所・避難場所情報を重ねて表示すること。なお情

報更新については、庁内の LGWAN に接続された PC において、住宅地図データを利用出来る GIS システムから、レイヤーごとに作成・更新した避難所、避難場所台帳の情報を、指定したアイコンとともに情報公開できるようにすること。

- (3) パソコン及び携帯端末（スマートフォン、タブレット等）のいずれにも対応すること。パソコンについては住所（番地まで）の入力による位置検索を、携帯端末については、住所（番地まで）の入力による位置検索及びGPS機能を利用した現在地の捕捉を可能とすること。
- (4) 表示する地図の縮尺を閲覧者が操作し変更できること。
- (5) 閲覧者の避難所、避難場所の選択により、詳細情報の表示を可能とすること。
- (6) 背景地図については、アクセス数に応じて追加費用が発生しないサービスを使用すること。
- (7) 背景地図を航空写真に切替できる機能をつけること。
- (8) 閲覧者がパソコン上で地図情報を選択し、災害種別に合わせた凡例等を表示させたうえで、A4 サイズ 1 枚にまとめて出力することができる印刷機能を有すること。
- (9) 背景地図は、字名や主要目標物名称の標記を日本語及び英語についても対応すること。また、対象については有事の際に町民等が下川町と隣接した市町村へ避難する事も想定されることから、下川町内だけに限らず北海道内全域を対象とする。
- (10) 携帯端末の種類に応じて画面サイズに合わせて適切に表示できること。
- (11) 画面を表示した際、必要時に文字をテロップ形式で流すことができる機能をつけること。
- (12) 発注者は新たなサーバの導入、保有を必要としないこと。
- (13) 受注者は確かな経験を有することが必須であり、過去 2 年以内に北海道内で紙・WEB版それぞれのハザードマップ 2 例以上の作成実績を有すること。
- (14) 閲覧者数の確認が容易にできること。

### 第 3 章 成果品

#### 第 18 条 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- (1) WEB版ハザードマッププログラム…一式  
※DVD-ROM に格納し、納品すること。

#### 第 19 条 その他

- (1) 業務遂行に当たっては、貸与するデータや資料及び成果品等の管理に万全を期すこと。
- (2) 貸与した物品については、本業務終了後に速やかに返却すること。

- (3) 本仕様書に定めのない事項や、不明な点が生じた場合は、速やかに担当職員と協議を行うこと。